

創業相談カード（例）

相談回数	相談日 時間	認定連携創業支援等事業者名	対応者名	対応者印	対応内容
相談者名/事業所名		各務 花子 ※創業後の場合は事業所名も記載		住所	対応した内容に○をつけてください。 全ての内容を各1回以上相談してください。
				生年月日	
				TEL	
1	○月 ○日 ○時○分～○時○分	〇〇商工会議所	蘇原 太郎	蘇原	1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
2	○月 ○日 ○時○分～○時○分	〇〇銀行	那加 一郎	那加	1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
3	○月 ○日 ○時○分～○時○分	〇〇信用金庫	鵜沼 花子	鵜沼	1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
4	○月 ○日 ○時○分～○時○分	〇〇センター	川島 夏美	川島	1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
5	月 日		自筆のサインと個人印を もらってください		1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
6	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
7	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
8	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
9	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
10	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓

※認定連携創業支援等事業者である、①各務原商工会議所 ②(株)十六銀行 ③(株)大垣共立銀行 ④岐阜信用金庫⑤日本政策金融公庫⑥岐阜県産業経済振興センターのいずれかの担当者による自筆のサインと個人印をもらってください。

各務原市に「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」を提出する際に本書類が必要となります。

※本書類は相談者自身で保管し、原本を各務原市に提出してください。

<備考>

【特定創業支援事業】

1か月以上かつ4回以上の継続的な支援により、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のことで、各務原市創業支援事業計画で定める特定創業支援事業は下記のとおり

- ①創業セミナー：各務原商工会議所開催（全体の6割以上の参加が必要）
- ②創業相談：認定連携創業支援等事業者の各窓口で、**1か月以上かつ4回以上**（全ての内容を各1回以上）の相談（各務原市内に事業所を有する、または各務原市に居住する創業者が対象）

【国による支援施策】

1. 株式会社、合名会社、合資会社および合同会社の設立時の登録免許税を軽減
2. 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6カ月前から利用が可能
3. 日本政策金融公庫「新規開業支援基金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金の利用が可能
4. 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請が可能